

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対照表

新	旧
第1条 現行どおり	第1条 省略
<p>第2条 お客さまが未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、お客さまからの申請に基づく「未成年者非課税適用確認書」を当社がお客さまに代わって受領した場合は、当該確認書はお客さまから当社へ提出されたものとして取扱い、特にお申出がない限り当社で当該確認書を保管するものとします。</p>	<p>第2条 お客さまが未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項により読み替えて準用する同令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、お客さまからの申請に基づく「未成年者非課税適用確認書」を当社がお客さまに代わって受領した場合は、当該確認書はお客さまから当社へ提出されたものとして取扱い、特にお申出がない限り当社で当該確認書を保管するものとします。</p>
2～3 現行どおり	2～3 省略
4 お客さまがその年の3月31日において18	4 お客さまがその年の3月31日において18

新	旧
<p>歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記帳または保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p>	<p>歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記帳または保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p>
5 現行どおり	5 省略
第3条 現行どおり	第3条 省略
第4条 現行どおり	第4条 省略
第5条 現行どおり	第5条 省略
① 現行どおり	① 省略
<p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下、「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当社が定める期日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してくださ</p>	<p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下、「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p>

新	旧
<p><u>い。)</u></p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 現行どおり</p> <p>① 現行どおり</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定にかかる 5 年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5 年経過日の属する年の当社が定める期日までに「<u>未成年者口座内上場株式等移管依頼書</u>」を提出してください。）</p> <p>③ 現行どおり</p>	<p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 11 項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 省略</p> <p>① 省略</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定にかかる 5 年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 省略</p>
<p>第 6 条 現行どおり</p>	<p>第 6 条 省略</p>
<p>第 7 条 現行どおり</p>	<p>第 7 条 省略</p>
<p>第 8 条 現行どおり</p>	<p>第 8 条 省略</p>
<p>①～② 現行どおり</p> <p>2 前項第 1 号イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前項第 1 号ロおよび第 2 号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① お客さまが<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 5 項第 2 号、第 6 項第 2 号もしくは第 7 項において準用する同号に規定する書面を当社が定める期日までに提出した場合または当社に特定口座（租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座をいい、前項第 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合</u></p>	<p>①～② 現行どおり</p> <p>2 前項第 1 号イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前項第 1 号ロおよび第 2 号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① お客さまが当社に特定口座（租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座をいい、前項第 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設しており、<u>お客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 26 号イに規定する書類の提出があった場合</u></p>

新	旧
<p>一般口座への移管</p> <p>② ①に掲げる以外の場合 <u>特定口座（前項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管</u></p> <p>第9条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記帳または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定にかかる上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等にかかる有価証券のお客さまへの返還を行わないこと</p> <p>②～④ 現行どおり</p> <p>第10条～第12条 現行どおり</p> <p>第13条 お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p> <p>2 現行どおり</p> <p>3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法</p>	<p>特定口座への移管</p> <p>② ①に掲げる以外の場合 <u>一般口座への移管</u></p> <p>第9条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記帳または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定にかかる上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第6項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等にかかる有価証券のお客さまへの返還を行わないこと</p> <p>②～④ 省略</p> <p>第10条～第12条 省略</p> <p>第13条 お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第9項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p> <p>2 省略</p> <p>3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法</p>

新	旧
<p>施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 <u>10</u> 項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座にかかる非課税管理勘定への上場株式等の受入れは行いません。</p>	<p>施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 <u>8</u> 項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座にかかる非課税管理勘定への上場株式等の受入れは行いません。</p>
<p>第 14 条～第 28 条 現行どおり</p>	<p>第 14 条～第 28 条 省略</p>
<p>第 29 条 現行どおり</p>	<p>第 29 条 省略</p>
<p>①～④ 現行どおり</p>	<p>①～④ 省略</p>
<p>⑤ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第 13 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。）</p>	<p>⑤ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第 13 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。）</p>
<p>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 <u>20</u> 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p>	<p>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 <u>17</u> 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p>
<p>⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 <u>20</u> 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合</p> <p>本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p> <p>なお、お客さまの相続人・受遺者から相続が発生した旨の連絡を受けた場合は、当社は「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出を受ける前であってもお客さまの未成年者口座でお預りする上場株式等を未成年者口座から払出すことができるものとします。</p>	<p>⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 <u>17</u> 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合</p> <p>本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p> <p>なお、お客さまの相続人・受遺者から相続が発生した旨の連絡を受けた場合は、当社は「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出を受ける前であってもお客さまの未成年者口座からお預りする上場株式等を未成年者口座から払出すことができるものとします。</p>

新	旧
<p>第 30 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>2019 年 1 月</p>	<p>⑦ <u>お客さまがこの約款の変更同意されな</u> <u>いとき</u> <u>当社の定める日</u></p> <p>第 30 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 <u>改定の内容が、お客さまの従来の権利を</u> <u>制限するもしくはお客さまに新たな義務</u> <u>を課すものであるときは、事前に書面ま</u> <u>たはこれに代わる方法でその改定事項を</u> <u>通知します。</u></p> <p>3 <u>前項の通知は、改定の影響が軽微である</u> <u>と判断される場合には、当社ホームペー</u> <u>ジ等への掲載または時事に関する事項を</u> <u>掲載する日刊新聞紙による公告によって</u> <u>代える場合があります。</u></p> <p>4 <u>第 2 項および第 3 項の通知または掲載も</u> <u>しくは公告が行われた後、お客さまから</u> <u>所定の期日までに異議のお申出がないと</u> <u>きは、約款の改定にご同意いただいたも</u> <u>のとして取扱います。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>平成 29 年 10 月</p>